

平成十五年環境省令第十二号

環境省関係構造改革特別区域法施行規則
構造改革特別区域法施行令（平成十五年政令第
七十八号）を実施するため、環境省関係構造改革
特別区域法施行規則を次のように定める。

（地中空間の周辺の土地の要件）

（地下水を汚染するおそれがないものであ
ることとする。）

第一条 構造改革特別区域法施行令（平成十五年
政令第十七号）第七条の環境省令で定める要
件は、地下水を汚染するおそれがないものであ
ることとする。

（水質検査の回数）

市町村が、構造改革特別区域法施行令第
七条に規定する地中空間を利用した溶融一般廢
棄物埋立処分事業を実施するときは、当該事業
についての一般廃棄物の最終処分場及び産業廢
棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める

省令（昭和五十二年総理府・厚生省令第一号）

第一条の規定の適用については、同令第一条第
二項第十号ロ中「一年に一回」（イただし書に規
定する最終処分場にあつては、六月に一回）と
あるのは「三月に一回」とする。

附 則 （平成一五年六月一八日環境省令
抄）

この省令は、平成十五年四月一日から施行す
る。

附 則 （平成一五年六月一八日環境省令
抄）

（施行期日）
1 この省令は、平成十五年七月一日から施行す
る。

附 則 （平成一五年九月三〇日環境省令
抄）

この省令は、平成十五年十月一日から施行す
る。

附 則 （平成一五年九月三〇日環境省令
抄）

（施行期日）
1 この省令は、平成十五年七月一日から施行す
る。

附 則 （平成一五年九月三〇日環境省令
抄）

この省令は、平成十五年十月一日から施行す
る。

附 則 （平成一五年九月三〇日環境省令
抄）

この省令は、平成十五年十月一日から施行す
る。

附 則 （平成一六年四月二八日環境省令
抄）

この省令は、平成十六年五月一日から施行す
る。

附 則 （平成一六年八月二七日環境省令
抄）

この省令は、平成十六年十月一日から施行す
る。

附 則 （平成一六年一二月一七日環境省
令第二八号）

この省令は、平成十六年十月一日から施行す
る。

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 （平成一六年一二月二二日環境省
令第二九号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 （平成一七年八月三一日環境省令
第一六号）

この省令は、平成十七年九月一日から施行す
る。

附 則 （平成一七年九月三〇日環境省令
第三一号）

この省令は、平成十七年十月一日から施行す
る。

附 則 （平成一八年五月二三日環境省令
第一九号）

この省令は、平成十八年五月二十四日から施
行する。

附 則 （平成一八年六月三〇日環境省令
第二二号）

この省令は、平成十八年六月三十日から施
行する。

附 則 （平成一九年七月一一日環境省令
第一六号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 （平成二四年九月一四日環境省令
第二五号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 （平成二七年一二月一八日環境省
令第三九号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 （令和二年一月二四日環境省令第
二号）

この省令は、構造改革特別区域法施行令及び
総合特別区域法施行令の一部を改正する政令の
施行の日（令和二年一月二十七日）から施行す
る。